

## 令和8年第1回市議会定例会議案説明資料

## 1 招集日

令和8年3月2日(月)

## 2 令和8年第1回市議会定例会に付議する案件

条例制定案件	2件
条例改正案件	6件
単行案件	2件
補正予算案件	4件
予算案件	10件
人事案件	1件
計	25件

## 《条例制定案件》

1 美唄市職員倫理条例制定の件(総務部)

元職員による収賄及び背任事件の発生を受け、事件の再発防止に向けては、職員一人一人の公務員倫理の確保が必要不可欠であることを踏まえ、職員の法令遵守と服務規律を再確認してこれを確実に保持するための指針として、「美唄市職員倫理規程」を改編し、「美唄市職員倫理条例」を新たに制定するもの。

## 〈条例の構成〉

第1条 目的	第12条 報告書の保存
第2条 定義等	第13条 懲戒処分の基準
第3条 職員倫理の遵守	第14条 違反行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い
第4条 利害関係者	第15条 情状等による加重及び軽減等
第5条 公務員倫理を監督する職員	第16条 (共通見出し)
第6条 倫理監督監への相談	第17条 (共通見出し)
第7条 倫理監督監の責務	第18条 別表に掲げられていない行為の取扱い
第8条 禁止行為	第19条 倫理監督監に相談した場合の取扱い
第9条 禁止行為の例外	第20条 違反行為に該当する行為と一般服務義務違反行為を行った場合の取扱い
第10条 利害関係者以外の者等との間における禁止行為	第21条 補則
第11条 贈与等の報告	

## 〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

## 2 美唄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 制定の件(保健福祉部)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)による子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき、乳児等のための支援給付の創設に向けて、必要な体制等を整備するため、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第3条)

第2節 運営に関する基準(第4条—第32条)

第3章 雑則(第33条)

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

### 《条例改正案件》

## 3 美唄市基金条例の一部改正の件(総務部)

環境施策の推進及び環境関連施設の整備に要する費用の財源に充てるため、美唄市環境整備基金を設置する。

〈改正内容〉

第2条の表に美唄市環境整備基金の項を追加する(第2条関係)。

〈施行期日〉

公布の日から施行する。

## 4 美唄市男女共同参画条例の全部改正の件(総務部)

本市のパートナーシップ制度の導入により男女平等にとどまらず、より広範な性の多様性の尊重に対応し、誰もが活躍できる社会、孤立しない社会、性別等による偏見のない社会の実現を目指すため、必要な改正を行うもの。また、公営住宅等の入居及び入居の継続において、パートナーシップ関係を婚姻関係に準ずる者として取り扱うため附則において、美唄市営住宅管理条例(平成9年条例第17号)及び美唄市特定公共賃貸住宅管理条例(平成12年条例第30号)の改正を行うもの。

〈条例の構成〉

美唄市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例

第1条 目的	第8条 基本的施策
第2条 定義	第9条 男女共同参画計画
第3条 基本理念	第10条 施策の策定等に当たっての配慮
第4条 市の役割	第11条 パートナーシップ制度の実施
第5条 市民の役割	第12条 調査研究
第6条 事業者等の役割	第13条 啓発、普及及び広報
第7条 禁止	第14条 委任

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

## 5 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件(消防本部)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第89号)に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和8年政令第10号)が令和8年2月6日に公布され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・ 消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を改める(第5条及び別表関係)。
- ・ 扶養に係る補償基礎額の加算額を改める(第5条関係)。

〈施行期日等〉

- ・ 令和8年4月1日から施行する。
- ・ この条例による改正後の美唄市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた美唄市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 6 美唄市火災予防条例の一部改正の件(消防本部)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)、対象火気設備等及び対象火気器具等の隔離距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)及び火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)が令和7年11月12日に公布され、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費熱量が小さい簡易的なサウナ設備に適用される基準が新たに定められたこと及び住宅における火災予防を推進するため、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・簡易サウナ設備に関する規定を新設する(第7条の2関係)。
- ・簡易サウナを除くサウナ設備を一般サウナ設備に改める(第7条の3関係)。
- ・住宅における火災の予防を推進するための施策に感電ブレーカーを加える(第29条の7関係)。
- ・火を使用する設備等の設置の届出が必要な設備に簡易サウナ設備を加える(第51条関係)。

〈施行期日〉

令和8年3月31日から施行する。

## 7 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件(保健福祉部)

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりを推進するため、市独自の子育て支援施策として、保育の必要性があると認定された3歳未満児に係る保育料の無償化を実施することから、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

保育料に関する規定を削る(第5条、第6条及び第7条関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

## 8 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件(保健福祉部)

除雪が困難な高齢者等に対し実施している間口除雪事業について、歩道除雪路線における対象要件を緩和し当該事業の拡充を図るため、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・歩道除雪路線に関する対象要件を削り、文言を整理する(第2条関係)。
- ・歩道除雪路線の負担金の徴収に関する規定を削る(第5条関係)。

〈施行期日〉

令和8年4月1日から施行する。

## 《単行案件》

### 9 美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件(総務部)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の規定に基づき、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする美唄市過疎地域持続的発展市町村計画を策定するもの。

〈策定内容〉

経営会議資料

### 10 南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件(消防本部)

南空知管内5消防本部がそれぞれの区域における災害通報の受信、出動指令、無線統制及び関係機関への情報の収集伝達に関する事務を共同で管理し、執行するため地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定により南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会を設置するに当たり、その規約を定めることについて協議するため、議会の議決を求めるもの。

〈規約の構成〉

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 協議会の組織(第5条—第7条)

第3章 協議会の会議(第8条—第10条)

第4章 協議会の担任する事務の管理及び執行(第11条)

第5章 協議会の財務(第12条—第14条)

第6章 雑則(第15条—第17条)

〈規約の概要〉

災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化に的確に対応するとともに、消防体制の高度化及び消防行政の効率化を図ることを目的に、南空知管内5消防本部が共同で消防通信指令業務を行うに当たり、必要な事項を定める。

〈施行期日〉

令和8年3月31日から施行する。

《補正予算案件》

- 11 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第11号)(総務部)  
補正内容 経営会議資料
- 12 令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)(保健福祉部)  
補正内容 経営会議資料
- 13 令和7年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)(都市整備部)  
補正内容 経営会議資料
- 14 令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)(都市整備部)  
補正内容 経営会議資料

《予算案件》

- 15 令和8年度美唄市一般会計予算(総務部)
- 16 令和8年度美唄市民バス会計予算(市民部)
- 17 令和8年度美唄市国民健康保険会計予算(市民部)
- 18 令和8年度美唄市介護保険会計予算(保健福祉部)
- 19 令和8年度美唄市介護サービス事業会計予算(保健福祉部)
- 20 令和8年度美唄市後期高齢者医療会計予算(市民部)
- 21 令和8年度美唄市病院事業会計予算(市立美唄病院事務局)
- 22 令和8年度美唄市水道事業会計予算(都市整備部)
- 23 令和8年度美唄市工業用水道事業会計予算(都市整備部)
- 24 令和8年度美唄市下水道事業会計予算(都市整備部)

《人事案件》

- 25 美唄市公平委員会委員選任の件(総務部)  
(小川 賢一 委員 任期限 令和8年3月30日)

## ◎議員協議会案件【参考】

- ・ 美唄市DX推進計画について
- ・ 第3次美唄市生涯学習推進計画(後期基本計画)について
- ・ 美唄市災害廃棄物処理計画について
- ・ 廃棄物広域処理構成市町変更の検討状況について
- ・ 美唄市新型インフルエンザ等対策行動計画について
- ・ 美唄市農業ビジョン(第4次)素案について
- ・ 美唄市食育推進計画(第4次)素案について
- ・ 美唄市公営住宅建替え等基本計画について
- ・ 美唄市住生活基本計画について
- ・ 第2期美唄市空家等対策計画について

### 日程(予定)

2月12日(木)経営会議	2月24日(火)	3月 8日(日)
13日(金)	25日(水)	9日(月)
14日(土)	26日(木)	10日(火)
15日(日)	27日(金)	11日(水)
16日(月)	28日(土)	12日(木)
17日(火)	3月 1日(日)	13日(金)
18日(水)	2日(月)	14日(土)
19日(木)	3日(火)	15日(日)
20日(金)	4日(水)	16日(月)
21日(土)	5日(木)	17日(火)
22日(日)	6日(金)	18日(水)
23日(月)	7日(土)	19日(木)

# 美唄市過疎地域持続的発展市町村計画（案）

## 【概要】

（令和8年度～令和12年度）

### ■ 計画策定の趣旨

過疎地域市町村が策定する過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）については、道が策定する過疎地域持続的発展方針に基づく必要があることから、過疎地域持続的発展方針の見直しに伴い、市町村計画の策定を行うもの。

### ■ 計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

### ■ 計画の構成

- 1 基本的な事項（美唄市の概況、基本方針など）
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

## 人口の推移

北海道における人口の推移は、全道の総人口とともに過疎地域の人口も減少しており、過疎地域では高齢化の進行と若者の流出などによる年齢構成の偏りが顕著になっています。

本市においても、今日まで人口の減少傾向が続いており、令和2年国勢調査では約2万人まで減少、令和7年10月には約1万8千人となり、美唄市人口ビジョンの推計では2040年には約1万2千人程度になると推計されています。

## 地域の持続的発展の基本方針

本市は、人口減少や少子高齢化が進み、産業や地域を支える担い手の不足、税収の減少など厳しい状況にありますが、活力に満ちた地域社会を築いていくため、歴史や文化を大切に、地域資源を有効に活用しながら、行政はもとより市民や各種機関・団体をはじめとする多様な主体の参加を促し、人口減少下にあっても活力あるまちづくりを進めていきます。

また、「美唄市まちづくり基本条例」に掲げる「市民主体のまちづくり」、「情報の共有」、「協働のまちづくり」の三つの原則に基づき、美唄らしい自治の実現を目指すとともに、「美唄に暮らす喜びと誇り」という新たな時代に豊かさを創りあげていくため、長期的な展望に立った地域づくりを進めていきます。

今後は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の趣旨に基づき、本計画や最上位計画である第7期美唄市総合計画を踏まえ、次の事項を基本方針として取り組んでいきます。

- (ア) 移住・定住の促進
- (イ) いのちを育む食と農の振興
- (ウ) 地域資源を生かした「にぎわい」づくり
- (エ) 快適な都市空間の形成
- (オ) 安全・安心なまちづくり
- (カ) 安心して子育てできる環境の充実
- (キ) 性別や年齢、障がいに関係なく、誰もが活躍できる社会の形成
- (ク) 健康で安心して暮らせる保健・医療環境の充実
- (ケ) 生きる力を育む教育と次代を担う人材育成
- (コ) 誰ひとり置き去りにしない、安心して暮らせる地域社会の形成
- (サ) 文化・芸術を育む活動と生涯学習・スポーツの振興

## 地域の持続的発展のための基本目標

人口ビジョンの推計以上の人口の維持

国立社会保障・人口問題研究所の推計では非常に減少幅が大きいものですが、移住などの様々な施策を実施することで少しでも人口減少の速度を遅くすることを目標に過疎対策に取り組んでいきます。

令和7年度 一般会計補正予算案 (第11号)

補正前の額		20,993,880					
歳出補正				歳入補正			
款項目	事業名	見積額		見積額	財源区分	款項目(節)	
2	総務費	行政情報化推進事業		2,288	2,288	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 1 総務費国庫補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金)
1	総務管理費	補正内容 増額		委託料	2,288		
13	情報化推進費	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)に基づき、戸籍に職権記載された氏名の振り仮名を住民記録システムに取り込み、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記ができるよう住民記録システムの改修を行うもの。					
2	総務費	戸籍住民登録等事務		1,848	1,848	国庫支出金	16 国庫支出金 2 国庫補助金 1 総務費国庫補助金 (社会保障・税番号制度システム整備費補助金)
4	戸籍住民登録費	補正内容 増額		委託料	1,848		
1	戸籍住民登録費	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)に基づき、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載し、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記ができるよう戸籍附票システムの改修を行うもの。					
2	総務費	基金積立金		120,000	30,000	寄附金	19 寄附金 1 寄附金 3 衛生費寄附金 (環境衛生費寄附金)
7	基金造成費	補正内容 増額		積立金	120,000	90,000	19 寄附金 1 寄附金 6 教育費寄附金 (アルテピアッツァ美唄寄附金)
1	基金造成費	今年度実施中の安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備に係るクラウドファンディングによるふるさと納税やその他の寄附金を各特定目的基金へ積み立てるもの。					
6	農林費	水利施設管理強化事業		4,621	4,621	道支出金	17 道支出金 2 道補助金 4 農林費道補助金 (農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援)
1	農業費	補正内容 増額		負担金補助及び交付金	4,621		
6	土地改良費	国が整備した北海幹線水路を管理している北海土地改良区に対し、昨今のエネルギー料金の高騰による農業者等の負担を軽減するため、国の補助金を活用して支援を行うもの。					
6	農林費	次世代農業促進基盤整備特別対策事業		20,830	10,415	道支出金	17 道支出金 2 道補助金 4 農林費道補助金 (次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金)
1	農業費	補正内容 増額		負担金補助及び交付金	20,830	10,400	23 市債 1 市債 5 農林債 (農業基盤整備債)
7	ほ場整備費	国の補正予算に伴う北海道の補正予算において、現在本市で実施している水利施設整備事業中村1地区及び防災重点農業用ため池緊急整備事業峰延1地区における農家負担軽減を行うもの。				15 一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)

歳出補正			歳入補正			
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目(節)	
10	教育費	私立幼稚園施設型給付費負担金給付事業	11,858	11,858	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1	教育総務費	補正内容 増額 令和6年度子どものための教育・保育給付費道費負担金について、当初予算額に基づき、申請を行い交付金の交付を受けたが、実績報告において、当初見込みの園児数の通園がなかったことから、交付金を多く受領したことに伴い、過剰交付分について、返還するもの。	償還金、利子及び割引料 11,858			
2	教育振興費					
14	諸支出金	介護保険会計支出金	1,225	1,225	一般財源	21 繰越金 1 繰越金 1 繰越金 (繰越金)
1	特別会計支出金	補正内容 増額 介護保険会計において、介護報酬改定に伴うシステム改修の費用を補正することから、追加繰出を行うもの。	繰出金 1,225			
3	介護保険会計支出金					
補正額		162,670	162,670			
			4,136	国庫支出金	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,136千円	
			15,036	道支出金	・農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金 4,621千円 ・次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 10,415千円	
			120,000	寄附金	・環境衛生費寄附金 30,000千円 ・アルテピアッツア美唄整備費寄附金 90,000千円	
			10,400	市債	・農業基盤整備債 10,400千円	
			13,098	一般財源	【一般財源の内訳】 ・繰越金 13,098千円	

補正後の額	21,156,550
-------	------------

## 令和7年度 一般会計補正予算案（第11号）

## 【繰越明許費補正】

追 加

事業名	金額(千円)
行政情報化推進事業	2,288
戸籍住民登録等事務	1,848
次世代農業促進基盤整備特別対策事業	21,801 うち当初予算分 971 うち本補正予算分 20,830

&lt;追加理由&gt;

補正予算に計上した「行政情報化推進事業」及び「戸籍住民登録等事業」について、令和7年度中に事業が完了できないため繰越明許費を設定するもの。

本歳入歳出予算及び補正予算に計上した「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」について、令和7年度中に事業が完了できないため繰越明許費を設定するもの。(当初予算峰延1地区(堤体補強工、斜樋工)939千円、峰延2地区(転落防止柵)32千円、補正予算 中村第1地区(用水路)18,850千円、峰延1地区(堤体補強工、斜樋工)1,980千円)

## 【地方債補正】

変 更

起債の目的	限度額 (千円)	
	変更前	変更後
農 業 基 盤 整 備 債	69,000	79,400

&lt;変更理由&gt;

本歳入歳出予算に計上している「次世代農業促進基盤整備特別対策事業」の実施に伴う財源として「農業基盤整備債」10,400千円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するもの。

令和7年度 介護保険会計補正予算案（第2号）

補正前の額	3,177,404
-------	-----------

(千円)

歳出補正			歳入補正		
款項目	事業名	見積額	見積額	財源区分	款項目
1 総務費	一般管理事務	2,448	1,223	国庫支出金	3 国庫支出金
					2 国庫補助金
					3 介護保険事業費補助金 (介護保険事業費補助金)
1 総務管理費	<b>補正内容 増額</b> 令和7年度介護報酬改定に伴い、システムの改修が必要となり、国の介護保険事業費補助金を活用し、改修を行うもの。	委託料 2,448	1,225	一般財源	7 繰入金
					1 一般会計繰入金
					1 一般会計繰入金 (一般会計繰入金)
1 一般管理費					
補正額		2,448	2,448		
			1,223	国庫支出金	・介護保険事業費補助金
			1,225	一般財源	【一般財源の内訳】 繰入金 1,225千円

補正後の額	3,179,852
-------	-----------

## 令和7年度 水道事業会計補正予算案（第1号）

款 項 目	事 業 名	積算内容															
	水道事業	(単位:千円)															
	<p><b>補正内容 増額</b></p> <p>収益的支出及び資本的支出の決算見込額が当初予算より減少した結果、仮払消費税及び地方消費税が減少し、消費税還付金から納税消費税及び地方消費税となったことから、消費税の公課費を補正するもの。</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>仮受消費税</th> <th>仮払消費税</th> <th>消費税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算</td> <td style="text-align: right;">47,787</td> <td style="text-align: right;">53,551</td> <td style="text-align: right;">△ 5,764</td> </tr> <tr> <td>決算見込</td> <td style="text-align: right;">47,520</td> <td style="text-align: right;">40,282</td> <td style="text-align: right;">7,238</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">補正額</td> <td style="text-align: right;">7,238</td> </tr> </tbody> </table>		仮受消費税	仮払消費税	消費税	当初予算	47,787	53,551	△ 5,764	決算見込	47,520	40,282	7,238			補正額
	仮受消費税	仮払消費税	消費税														
当初予算	47,787	53,551	△ 5,764														
決算見込	47,520	40,282	7,238														
		補正額	7,238														

令和7年度 下水道事業会計補正予算案 (第3号)

款 項 目	事 業 名	積算内容																			
	下水道事業	(単位:千円)																			
	<p><b>補正内容 増額</b></p> <p>収益的支出及び資本的支出の決算見込額が補正予算第2号より減少した結果、仮払消費税及び地方消費税が減少し、納税消費税及び地方消費税の額が増加することから、消費税の公課費を増額補正するもの。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">仮受消費税</th> <th style="width: 20%;">仮払消費税</th> <th style="width: 20%;">消費税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算</td> <td style="text-align: right;">34,268</td> <td style="text-align: right;">33,488</td> <td style="text-align: right;">780</td> </tr> <tr> <td>決算見込</td> <td style="text-align: right;">33,194</td> <td style="text-align: right;">22,769</td> <td style="text-align: right;">10,425</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">△ 1,074</td> <td style="text-align: right;">△ 10,719</td> <td style="text-align: right;">9,645</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">補正額</td> <td style="text-align: right;">9,645</td> </tr> </tbody> </table>		仮受消費税	仮払消費税	消費税	当初予算	34,268	33,488	780	決算見込	33,194	22,769	10,425	差額	△ 1,074	△ 10,719	9,645			補正額
	仮受消費税	仮払消費税	消費税																		
当初予算	34,268	33,488	780																		
決算見込	33,194	22,769	10,425																		
差額	△ 1,074	△ 10,719	9,645																		
		補正額	9,645																		